

鳥取県告示第 381 号

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 158 条第 1 項の規定に基づき、県営林産物の物品売払代金の収納の事務を次のとおり委託したので、同条第 2 項の規定により告示する。

平成 20 年 5 月 23 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 委託の相手

鳥取県森林組合連合会
株式会社倉吉木材市場
株式会社米子木材市場
石谷林業株式会社

2 委託期間

平成20年 4 月 1 日から平成21年 3 月31日まで